

令和6年度綾瀬市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（以下「調整給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 調整給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和6年1月1日（以下「基準日」という。）において、綾瀬市の住民基本台帳に記録されている者（綾瀬市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第1号においては令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回り、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確

定申告書等」という。)から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

- 3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額(令和5年分所得税額)及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

(支給額)

第3条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次に掲げる額の合算額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)とする。

- (1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

- (2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

- 2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和6年7月16日とする。

- 3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第4条 調整給付金の支給を受けることができる者(以下「受給権者」という。)は、第2条第1項の規定による支給対象者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難してい

る者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者その他特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

（支給の方法）

第5条 調整給付金の支給は、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

（1）次号に掲げる場合以外の場合、受給権者が調整給付金支給確認書（別記様式以下「確認書」という。）を市長に提出して支給する方法

（2）確認書を提出する方法により難いと市長が認める場合 市長がその都度定める方法

2 前項第1号（同項第2号の規定により申請を行う場合を含む。）の規定により調整給付金の申請を行う者は、当該申請に際し、公的身分証明書の写し等を市長に提出しなければならない。

3 第1項第1号又は第2号の規定による調整給付金の支給は、受給権者本人の金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、受給権者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他金融機関の口座に振り込む方法による支給が困難であると市長が認める場合は、市長は、市の窓口で現金を直接交付することにより支給することができる。

（代理による申請等）

第6条 代理により調整給付金の申請若しくは受領又はその双方を行うことができる者（以下「代理人」という。）は、次に掲げる者とする。

（1）受給権者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人）

（2）親族、里親その他の平素から受給権者の身の回りの世話をしている者等で、市長が特に認める者

2 代理人が確認書を提出するときは、当該確認書の委任欄に必要事項を記載して提出するものとする。この場合において、市長は、代理人に公的身分証明書の写し等を提出させることにより、代理人の本人確認を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、調整給付金の申請又は受領を代理人が行うときは、市

長は、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第7条 第5条第1項第1号（同項第2号の規定により申請を行う場合を含む。）の規定により調整給付金の申請を行う場合における申請の期限は、令和6年10月31日（郵送により確認書を提出する場合は、同日の必着）とする。

（支給の決定）

第8条 市長は、第5条第1項第1号（同項第2号の規定により申請を行う場合を含む。）の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、申請者に対しその旨を通知し、調整給付金を支給するものとする。

（支給等に関する周知）

第9条 市長は、調整給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報紙への掲載等により、住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第7条の申請期限までに第5条第1項第1号（同項第2号の規定により申請を行う場合を含む。）の規定による申請が行われなかったときは、受給権者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第1項第1号（同項第2号の規定により申請を行う場合を含む。）の規定による申請を受理した後、申請書類の不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、第7条の申請期限までに当該申請書類の補正が行われないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第8条の規定による支給の決定を行った後、申請書類の不備等による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該申請書類の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第11条 偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者は、受給した調整給付金を市長に返還しなければならない。

2 調整給付金の支給を受けた者が、修正申告等により物価高騰対応重点支援地方創

生臨時交付金を活用して実施する給付金（令和６年度に実施するものに限り、調整給付金を除く。）の要件を満たすこととなり、当該給付金を受給することとなった場合は、市長は、調整給付金の支給の決定を取り消し、返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１２条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、調整給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。